岩手県告示第491号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき、西根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び 西根都市計画都市施設(道路)の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年8月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公聴会の日時及び場所
 - (1) 日時 平成23年9月9日(金)午後2時から
 - (2) 場所 八幡平市役所 3 階大会議室
- 2 都市計画の変更の案の概要
 - (1) 西根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別紙のとおり変更し、名称を「八幡平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と変更する。
 - (2) 西根都市計画都市施設(道路)を別紙のとおり変更し、名称を「八幡平都市計画都市施設(道路)」と変更する。
- 3 公述申出書の提出期限 平成23年9月5日(月)
- 備考 「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センター並びに八幡平市役所に備えておいて平成23年8月5日から同年9月5日まで縦覧に供する。